

スタート！ 子ども・子育て支援 新制度

～未来を担う子どもが夢と希望を持ち生き生きと輝きながら成長するまち「さいたま」を目指して～



さいたま市

すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。
「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月にスタートします。

いま日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題があります！

日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために「子ども・子育て支援法」という法律ができました。

《子育てをめぐる現状と課題》

- ◆急速な少子化の進行（平成23年合計特殊出生率 1.39）
- ◆結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
 - ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
- ◆子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 - ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ（日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
- ◆子育ての孤立感と負担感の増加
- ◆深刻な待機児童問題
- ◆放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ◆M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- ◆質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- ◆子育て支援の制度・財源の縦割り
- ◆地域の実情に応じた提供対策が不十分

解決に向けて

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善



地域の子ども・子育て支援の充実

新制度ではこんな取組みを進めていきます！

1. 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」の普及を図ります。
2. 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします。
3. 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量の拡充や質の向上を進めます。
4. 共働き家庭だけでなく、地域のニーズに合わせて様々な子育て支援策を充実していきます。

現在、さいたま市では、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「子ども・子育て支援事業計画」の策定に取り組んでいます。

平成26年度の後半から、新制度の開始に向け、施設・事業の利用申込みなどの手続きが始まります。

社会保障（子ども・子育て支援）の充実が図られます！

今般の「社会保障・税一体改革」は、消費税の引上げによる増収を活用して、すべての世代に安心感と納得感の得られる全世代型の社会保障への転換を図るものであり、**高齢者3経費（年金・高齢者医療・介護）**に加え、「**少子化対策**」にも消費税が充てられることになりました。

「社会保障・税一体改革」の目玉の1つとしてスタートする新しい制度「子ども・子育て支援新制度」の実施のために、消費税が10%になった際の増収分から、毎年7,000億円程度が充てられることになりました。

この貴重な財源を子ども・子育て支援のために効果的に活用していきます。

新制度の対象となるのは次の施設・事業になります！

施設型給付

認定こども園※
【0歳～就学前】

幼稚園
【3歳～就学前】

保育所
【0歳～就学前】

※幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、子育ての不安に対する相談を受けることや、親子の集まる場所を提供するなど地域の子育て支援も行う施設です。

認定こども園には「**幼保連携型**」、「**幼稚園型**」、「**保育所型**」、「**地方裁量型**」の4つのタイプがあります。



- ◆ 新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である**施設型給付**を創設し、財政支援を一本化することとしています。
- ◆ 小学校就学前の施設としては、これまで幼稚園と保育所の2つが多く利用されてきました。新制度では幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「**認定こども園**」の普及を図ります。

地域型保育給付

地域型保育とは、新たな認可事業として、少人数の単位で0～2歳の子どもを預かる事業です。タイプとして、次の4つの種類があります。

小規模保育
【6人以上19人以下
の子どもを預かる】

事業所内保育
【従業員の子どものほか
地域の子どもと一緒に保育】

家庭的保育【保育ママ】
【5人以下の子どもを預かる】

居宅訪問型保育
【保護者の自宅で1対1で保育】

- ◆ 少人数の子どもを保育する事業を創設し、待機児童が多く、保育施設等の新設する場所がない都市部における保育施設等を増やします。
- ◆ 左記の保育施設等を新たな認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置付けた上で、財政支援の対象とする**地域型保育給付**を創設し、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとすることとしています。

- ◆ 市は上記の認可施設・認可事業に対して、施設等の利用定員を定めるなどの「**確認**」を行い、給付を実施します。また、施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての**確認があったものとみなされます**。

※私学助成等を受けることを選択した幼稚園は、施行前に別段の申出を行います。

地域子ども・子育て支援事業

- ★妊婦健康診査
- ★乳児家庭全戸訪問事業
- ★養育支援訪問事業



- ★地域子育て支援拠点事業
【子育て支援センター事業 など】
- ★一時預かり事業

- ★病児保育事業
- ★ファミリー・サポート・センター事業
- ★子育て短期支援事業

- ★放課後児童クラブ

- ★利用者支援事業
【保育コンシェルジュ など】

- ★延長保育事業 など



- ◆新制度は、保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。
- ◆ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や身近なところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を充実していきます。
- ◆新制度では上記事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけられ、事業を実施するための費用に対して国や県から交付金等の財政支援が受けられるなど、その拡充を図ることとされています。

新制度の対象とならないのは次の施設・事業になります！

- ◆私学助成等を受ける幼稚園(現行制度の継続を希望する園)
- ◆放課後チャレンジスクール
- ◆その他の認可外保育施設※
- ◆事業所内・院内保育(従業員子ども専用)

※「さいたま市の基準を満たし市から認定を受けているナースリールームや家庭保育室」などで新制度に移行しない施設

《子ども・子育て支援新制度における幼稚園の選択肢》

- ◆新制度において幼稚園には、次の3つの選択肢があります。
 - ①「施設型給付」を受ける認定こども園(幼保連携型・幼稚園型)に移行する。
 - ②「施設型給付」を受ける幼稚園に移行する。
 - ③「施設型給付」を受けない現在と同じ幼稚園のまま、引続き私学助成等を受ける。
- ◆幼稚園が新制度に入るか否かは、各園の判断に委ねることとしています。施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない申出を市に行い、現行制度の継続を希望する園については、現行の入園手続き、保育料、助成金制度(私学助成及び幼稚園就園奨励費補助)のもとで運営されます。また、法人格を有する幼稚園の新制度への移行時期は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとなっております。
- ◆法人格(学校法人、社会福祉法人、宗教法人等)を有しない個人立の幼稚園の場合には、施行時点においてのみ、施設型給付の対象となる「みなし確認」を受けられることができるとされているため、制度施行後に移行するには、法人格の取得が必要となります。



新制度になると利用手続きが変わります！

利用のための認定を新たに受ける必要があります！

- ◆ 新制度において、「**施設型給付**」の対象となる認定こども園、幼稚園、保育所や、「**地域型保育給付**」の対象となる小規模保育等の利用に当たっては、保護者は市に対して、子どもの年齢や保育の必要性の有無により分類される区分に該当することの「**認定の申請**」を行い、認定を受けていただくこととなります。
- ◆ 申請を受けた市は、子どもの区分の認定と併せて、子どもが保育を必要とする場合に該当すると認めるときは、「**保育の必要性の認定**」を行い、こうした「**認定区分**」や「**保育必要量**」等を記載した「**支給認定証**」の交付を行います。
- ◆ 子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなります。

3つの認定区分

認定区分	対象	利用先
1号認定 教育標準時間認定	お子さんが 満3歳以上 で、幼稚園等での教育を希望される場合	幼稚園、認定こども園
2号認定 満3歳以上 ・保育認定	お子さんが 満3歳以上 で、「 保育の必要な事由 」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園
3号認定 満3歳未満 ・保育認定	お子さんが 満3歳未満 で、「 保育の必要な事由 」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育所、認定こども園、地域型保育

※新制度に移行する幼稚園を希望する場合には、幼稚園を通じて利用のための「**認定の申請**」が必要となります。

- ◆ 保育所などでの保育を希望する場合は、「**①保育の必要な事由**」に該当することが必要です。また、保育を希望される場合の**保育認定[2号認定・3号認定]**に当たっては、以下の3点が考慮されます。

①保育の必要な事由

[次のいずれかに該当することが必要です。]

1. 就労
2. 妊娠・出産
3. 保護者の疾病・障害
4. 同居親族等の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動
7. 就学
8. 虐待やDVのおそれがある
9. 育児休業取得時に、既に保育を利用して継続利用が必要であること
10. その他市が定める事由



②区分

(保育必要量)

- 1 保育標準時間
[最長11時間の利用]
- 2 保育短時間
[最長8時間の利用]



③優先利用

1. ひとり親家庭
2. 生活保護世帯
3. 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合
4. 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合
5. 子どもが障害を有する場合
6. 育児休業明け
7. 兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合
8. 小規模保育事業などの卒園児童
9. その他市が定める事由

子ども・子育て支援新制度の利用の流れは次のようになります！

幼稚園等を利用希望の場合※

1
幼稚園等に
直接利用
申込みをします

※市が必要に応じて利用支援をします。

2
幼稚園等から
入園の内定を
受けます

(定員超過の場合などには面接などの選考あり)

3
幼稚園等を通
じて利用の
ための認定を
申請します

※新制度に移行しない私学助成等を受ける幼稚園を利用希望の場合は、従来どおり、認定申請の必要はありません。

保育所等での保育を利用希望の場合※

1
市に
「保育の必要性」の
認定を申請します

※保育所等の利用希望の申込み3も同時にできます。

2
市から
「支給認定証」
が交付されます

(2号認定・3号認定)

3
保育所等の
利用希望の
申込みをします

(希望する施設名などを記載)

※認定こども園を利用する場合、1号認定の場合は上段の、2号・3号認定の場合は下段の手続きの流れとなります。

《支給認定証の交付》

- ◆ 新制度では、3つの認定区分(1号・2号・3号)に応じて、施設など(幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育)の利用先が決まっていくなど、新制度で運営される園に行くには認定の申請を行い「支給認定証」の交付を受けることが必要となります。
- ◆ 「支給認定証」が交付されても、それが保育所等の入園許可証ということではなく、認定を受けた保護者は、市の関与※の下、施設・事業等を選択し契約を行うこととなります。
※保育を必要とするお子さん(2号、3号認定)の場合、必要に応じ、市が利用可能な保育所等のあっせんなどもします。
- ◆ 現在、保育所等を利用している児童の場合、来年度以降、引続き保育所等の利用を希望するためには、「保育の必要性」の認定を受けていただくこととなります。
- ◆ 現在、さいたま市の基準を満たし市から認定を受けている認可外保育施設(ナーサリールーム・家庭保育室)などを利用している児童の場合、同施設が新制度に位置づけられた施設に移行しない選択をした際は、来年度以降、引続き同施設の利用を希望することについて、「保育の必要性」の認定を受けていただく必要はありません。

4

幼稚園等を通じて
市から「支給認定証」が
交付されます(1号認定)

5

幼稚園等と
契約をします



4

申請者の希望、保育所等の
状況などにより、市が利用
調整をします

※保育を必要とするお子さん(2号、3号認定)の
場合、必要に応じ、市が利用可能な保育所等の
あっせんなどもします。

5

利用先の
決定後、
契約となります



契約・支払先は利用する施設によって異なります！

- ◆ 「認定こども園・幼稚園・公立保育所・地域型保育」を利用する場合、利用者は施設・事業者と契約し、保育料を施設・事業者(公立保育所の場合は市)へ支払います。
- ◆ 「私立保育所」を利用する場合、利用者は市と契約し、保育料を市へ支払います。

新制度の利用にかかる保育料は、保護者の所得に応じた支払が基本となります！

- ◆ 新制度の様々な支援にかかる保育料の額は、現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が決める基準を上限に市が設定します。
- ◆ 新制度に移行する幼稚園に支払う保育料は、保護者の所得に応じて市が定める負担額となる仕組みになります。これに各園において、実費負担や上乘せ利用料が生じる場合があります。



利用手続きや利用料についてのQ & A

Q. 新制度になると現在の幼稚園や保育所は、なくなってしまうのですか？

A. 現在の幼稚園・保育所は、必ず認定こども園になるわけではありません。幼稚園・保育所が、引き続き幼稚園や保育所として運営される場合もあれば、認定こども園へ移行する場合もあり、各施設がどのように運営していくかを決めることになっています。

Q. 新制度になると保育料は上がるのですか？

A. 現行の負担水準や保護者の所得に応じて、国が政令で定める基準額を上限とし、市が定めていきます。児童の認定区分・年齢、所得、きょうだいの在園の有無等によって異なるものとなります。

Q. 共働きで幼稚園と保育所を併願する予定です。どのような認定を受ければよいですか？

A. 共働き家庭であっても、幼稚園での教育を希望されるなどの理由で、幼稚園利用を希望されるケースがあります。このような場合は、保育所などの利用も希望されるかどうかにより必要な手続きが異なります。保育所などの利用希望もある場合は「満3歳以上・保育認定」（2号認定）を受けていただき、その後の実際の幼稚園または保育所の利用の状況を見て、2号認定を維持するか、または1号認定に変更するかを決めていただくこととなります。

Q. 新制度では、保育所への入園手続きはどうなりますか。従来の申込み方法から変更はありますか？

A. 新制度での手続きについては、これまでの制度と手続きの時期や流れが大幅に変わるわけではありません。ただし、幼稚園を希望する子どもの保護者も含め3つの区分による認定を受けることや、認定を受けた場合は「支給認定証」が交付されること、必要に応じて市による利用の調整やあっせんが受けられることなど、従来の手続きとは異なる点があります。なお、「子ども・子育て支援新制度の対象外」である私学助成等を受ける幼稚園、その他の認可外保育施設は従来どおりです。

Q. 認定こども園を利用希望する保育を必要とする子ども（2号認定・3号認定）についても直接契約となるのですか？

A. 認定こども園は、施設の設置者と保護者との直接契約となりますが、認定こども園を希望する保育を必要とする子ども（2号認定・3号認定）については、市へ利用希望を提出するなど、市による保育の必要度に応じた利用調整を経た上で施設の設置者と保護者が直接契約することとなります。

利用手続きや利用料についてのQ & A

Q. 新制度では、幼稚園や認定こども園を利用する場合の申込みはどうなるのですか？

A. 幼稚園や認定こども園を利用する教育標準時間認定（1号認定）については、保護者が幼稚園等に直接利用を申し込み、契約に基づき利用を開始することとなります。契約に先立って、幼稚園等はあらかじめ、保護者に対して、運営規程の概要（目的・運営方針、教育保育の内容、職員体制、開所日・時間、利用者負担等）などについて事前説明を行い、同意を得たうえで、教育・保育の提供を行うこととしています。こうした事項については、情報公表の対象にもなっていることから、保護者は事前に情報収集したうえで、必要に応じて複数の施設の説明を受けたうえで施設を選択し、申し込みを行うこととなります。

Q. 現在、認可外保育施設である家庭保育室を利用しているのですが、園が新制度の小規模保育事業に移行した場合、手続きはどうなるのですか？

A. 施設が新制度の小規模保育事業に移行した場合は、その利用児童が保育の必要性に応じた「支給認定」を市から受ける必要があります。その後、市が選考により利用者の優先順位を決めるなど利用調整を行います。現行のナーサリールーム・家庭保育室等を含む認可外保育施設として施設が運営を続ける場合には、「支給認定」を受ける必要はなく、申込みも従来どおりです。ただし、上記現行施設利用者のうち新制度で施設型給付を受ける認可保育所・認定こども園や、地域型保育給付を受ける小規模保育事業等へ申込みを予定している児童は、「支給認定」を受けていただくことになります。

Q. 認定時期は今年度の10月頃から始まりますが、10月時点で2歳児の子どもが来年4月には3歳になる場合、現時点では3号で認定しておいて、来年また2号に認定しなおすのでしょうか。認定の基準日はいつになるのでしょうか？

A. 認定の効力が発生する新制度施行予定の平成27年4月1日時点で満3歳に達している場合は、2号の認定をすることになります。



認定こども園についてのQ&A

Q. 3歳未満児を受け入れていない認定こども園はあるのですか？

A. 認定こども園において受け入れる子どもの対象年齢については、例えば満3歳以上児のみを入園対象とすることなど、各園の判断で設定することになります。

Q. 認定こども園は土曜や長期休業期間も全て開園し、毎日11時間開所してくれるのでしょうか？

A. 新たな幼保連携型認定こども園については、日曜・祝日以外について、1日11時間開園することを原則としつつ、保育の利用希望がない場合など、就労の状況等の実情に応じ、各施設の判断で弾力的に運用することを可能としています。

Q. 幼保連携型認定こども園の学級編制について、1号認定・2号認定の子どもで学級が分かれるのでしょうか？

A. 教育時間について編制する学級については、原則として、1号・2号を区別せず一体的に行うことを想定しています。

Q. 認定こども園について、教育・保育の内容はどのようなのですか。また、職員の配置や施設などの基準はどのようなのですか？

A. 原則として、幼稚園教員免許状と保育士資格をもった職員が子どもの教育・保育を担当し、小学校就学前の教育・保育が一体として行われます。また、認定こども園の職員配置や施設設備等の基準については、国が施設の教育・保育環境や安全性などについて示した基準を踏まえて条例で定めることとなります。

Q. 認定こども園において給食の実施は義務づけられるのですか？

A. 幼保連携型認定こども園では、食事の提供にあたって自園調理が原則ですが、満3歳以上の子どもについては一定の条件下で外部搬入が可能です。その場合は、独立した調理室ではなく、現行の保育所と同様、加熱、保存等の調理機能を有する設備で代替可能です。また、自園調理による食事提供対象人数が20人未満の場合は、独立した調理室ではなく、必要な調理設備で代替可能です。また、保護者が希望する場合や行事の日などにおいては、弁当持参による対応が認められます。

幼稚園についてのQ&A

Q. 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定を受ける必要がありますか？

A. 幼稚園は、満3歳以上の子どもはだれでも利用できます。新制度のもとでは、施設などを利用する保護者の方に3つの区分による認定を受けていただき、幼稚園を利用する場合は、「教育標準時間認定」（1号認定）を受けていただくこととなります。ただし、認定に当たっては、従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。1号認定は、基本的には、入園の内定した園を経由して手続きができるようになります。新制度に移行せずに、従来の幼稚園のままでいたいという幼稚園を希望する場合につきましては、認定を受けていただく必要はありません。

Q. 幼稚園の保育料などの仕組みが変わるのですか？

A. 新制度に移行した園では、幼稚園に支払う保育料自体が、保護者の所得に応じて市が定める負担額となる仕組みになります。これに、各園において、実費負担や上乘せ利用料が生じる場合があります。

Q. 共働き家庭は幼稚園が利用できなくなるのでしょうか？

A. 新制度では、共働き家庭の幼稚園利用の希望にも応えられるような制度設計を行っています。具体的には、夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定を受けることができる場合であっても、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、その選択により、幼稚園を利用することが可能となっております。この場合は、教育標準時間認定（1号認定）を受けて教育標準時間に係る施設型給付を受けつつ、教育標準時間の前後の預かり二児については、「幼稚園型」の一時預かり事業を利用することが基本となります。

Q. 幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後は利用できなくなってしまうのですか？

A. 幼稚園の預かり保育は、新制度では「一時預かり」として、従来と同じようにご利用いただけます。新制度に移行せずに、従来の幼稚園のままでいたいという幼稚園におきまして、預かり保育は現行のものを継続できることとなります。

Q. 新制度に入らない私立幼稚園の取扱いはどうなるのですか？

A. 新制度に入るか否かは、各幼稚園の判断に委ねることとしています。現行の入園手続き、保育料、助成金制度のもとで運営されます。また、新制度への移行は、制度施行初年度だけでなく、いつでも可能な柔軟な仕組みとなっております。

保育所についてのQ&A

Q. 保育の必要性が認定されると、必ず保育施設に入所できますか？

A. 保育の必要性の認定が、実際の保育所入所を約束できるものではありません。現在、本市では保育所の入所をお申込みいただいてもご案内できない待機児童が発生していることから、支給認定証が交付されても全ての方を保育施設にご案内することが困難な状況です。今後、施設整備等により待機児童の解消を目指してまいります。

Q. 保育標準時間と保育短時間はどのように決まるのですか？

A. 保護者の就労状況等により認定します。就労であれば、勤務証明書等により一月の就労時間により判断します。この他、妊娠、出産であれば、保育標準時間で認定、求職活動（起業準備を含む）であれば、保育短時間で認定など事由により認定する場合があります。

Q. 保育短時間の 8 時間は時間帯を選ぶことができますか？

A. 8時間の時間帯は、認可保育所、認定こども園、小規模保育施設等の各保育施設で設定された時間帯で利用していただくことになります。なお公立保育所の8時間は、8時30分から16時30分で設定する予定です。

Q. 支給認定を受けたら、卒園するまで手続きは必要ないのですか？

A. 保育の必要な事由（就労など）が継続している場合でも、毎年、現況が分かる書類を提出いただく必要があります。また、3号認定（満3歳未満・保育認定）を受けているお子さんについては、3歳に達する前（誕生日の前日）に、2号認定に切り替える必要がある旨を担当課から通知いたします。

Q. 保育料（利用者負担額）の負担は増えますか？いつ決まるのですか？

A. 現行の保育料を基に、保育料（利用者負担額）を設定する予定です。また、保育料（利用者負担額）が最終的に確定するのは、市議会にて予算案の決定を経てからになりますので、今年度末になる見込みです。決まり次第ホームページや市報などで速やかにお知らせいたします。

その他のことに関するQ & A

Q. 子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブについては、どのような内容の充実が図られるのですか？

A. 新制度においては、質を確保する観点から、事業の設備及び運営（職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模など）について、国が定める基準を踏まえて市が条例で基準を定めました。また、公設の放課後児童クラブの入室者の資格について、民設クラブと同様に市内小学校の低学年の児童（1年生から3年生まで）から市内小学校の就学児童（6年生まで）に変更しました。

Q. 地元の認可保育所に空きがなく、認可外保育所に子どもを預けています。こうした認可外保育施設は、新制度ではどうなるのですか？

A. 新制度の施行に際して、現行のナーサリールームなどの認可外保育施設は小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業への移行が義務付けられているものではなく、施設の意向により現行のまま認可外保育施設として継続することも可能です。そのうえで、施設が認可保育所への移行を目指したり、新制度の小規模保育事業等への移行を検討される場合は、事業の認可・確認基準への適合等が必要になってきます。



◆問合せ先 さいたま市子ども未来局子育て企画課子ども・子育て新制度係
TEL 048-829-1908 Fax 048-829-1960
Eメール kosodate-kikaku@city.saitama.lg.jp